規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）について

資料３

- 生産性向上特別措置法（平成30年６月施行）に基づき、**規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）**が創設。令和３年６月に施行した改正産業競争力強化法により、移管・恒久化。
- 本制度は、「まずやってみる」ことを許容するために、期間・参加者等を限定し、既存の規制の適用を受けることなく、**新しい技術・ビジネスモデルの迅速な実証**を可能とするもの。
- 実証で得られたデータを活用して、**円滑な事業化・規制改革を通じた社会実装を推進。**
- 法施行以降、モビリティ、IoT、FinTech、ヘルスケアなど多様な分野で、**35計画154者**（※）が認定。

（※令和8年11月13日現在）

- 内閣官房は、新技術等を用いた事業活動を行おうとする事業者の相談を広く受け付ける**一元的窓口**としての役割を担っている。

＜制度活用の流れ＞

事業者が主務大臣（事業所管・規制所管）に対して新技術等実証計画を申請

↓

新技術等効果評価委員会の開催

↓

主務大臣が新技術等実証計画を認定

↓

事業者による実証の実施

↓

主務大臣による規制の見直し等の検討・実施

＜規制の見直し・新たなビジネスにつながった事例＞

事例１：電動キックボードに関する実証からの道路交通法改正

電動キックボードの走行環境整備を図るため、シェアリング事業者が大学構内（非公道）で免許なしに走行する**サンドボックス実証**、**新事業特例制度**による公道走行を経て、**道路交通法改正**（令和４年４月成立。令和５年７月施行。）。

事例２：債権譲渡の通知等に関する特例整備

サンドボックス実証を通じて整備された**債権譲渡通知等に関する特例**を踏まえ、将来的な本特例の適用に向け、金融機関等が**ブロックチェーン技術を活用した実証**を実施。